

綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人で公共交通機関を利用することが困難な身体障害者及び要介護者等の外出機会を提供するための福祉有償運送事業に補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において福祉有償運送事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行う事業者で、運送の区域及び事務所の位置を市内として同法第79条の3に規定する登録を受けた特定非営利活動法人とする。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、福祉有償運送事業者が事業を行うための福祉車両1台のリース料とする。

2 補助額は、当該年度に支払う前項のリース料に3分の2を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数)

第4条 補助金の交付回数は、補助対象車両につき5回を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象となる福祉車両のリースを受けようとする月の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉車両のリース契約に係る契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容

その他必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して14日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第3号様式）により、規則第12条第1項の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払いを確認できる書類

(2) 補助対象車両及び活動状況の写真

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の市長の定める期日は、当該事業を終了した日又は補助金を交付した年度の翌年度の4月30日のうち、いずれか早い日とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日に申請のあった 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地

名 称

代表者

⑩

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市福祉有償運送事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市福祉有償運送事業補助金に係る事業等について次のとおり変更（中止・廃止）を承認したので通知します。

1 変更（中止・廃止）の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由